

支 払 基 金
令和 4 年 4 月 15 日

調剤行為マスターの更新について

本年 4 月 8 日の公表以降、別紙のとおり、調剤行為マスターを更新したのでお知らせします。

調剤行為マスターの変更内容

調剤行為コード	省略漢字名称	変更箇所
410005510	調剤基本料3 (イ)	施設基準①
410005610	調剤基本料3 (ロ)	施設基準①
410002770	地域支援体制加算1	施設基準①
410003170	地域支援体制加算3 (特別調剤基本料)	施設基準①
410003270	地域支援体制加算4 (特別調剤基本料)	施設基準①
410003470	後発医薬品調剤体制加算1 (特別調剤基本料)	施設基準①
410003570	後発医薬品調剤体制加算2 (特別調剤基本料)	施設基準①
410003670	後発医薬品調剤体制加算3 (特別調剤基本料)	施設基準①
440016870	調剤後薬剤管理指導加算 (薬剤服用歴管理指導料)	施設基準②~④
440014770	時間外加算 (調剤管理料・在宅基幹薬局)	レセプト表示用記号コード
440014970	休日加算 (調剤管理料・在宅基幹薬局)	レセプト表示用記号コード
440012170	特定薬剤管理指導加算2 (服薬管理指導料)	施設基準①
440012010	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋・手帳あり)	コード表用番号
440012110	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋・手帳なし)	コード表用番号
440012210	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋以外)	コード表用番号
440012310	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋・手帳あり・特養訪問)	コード表用番号
440014310	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋・手帳なし・特養訪問)	コード表用番号
440014410	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋以外・特養訪問)	コード表用番号
440012410	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋・手帳あり・通信機器)	コード表用番号
440012510	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋・手帳なし・通信機器)	コード表用番号
440012610	服薬管理指導料 (3月以内再度処方箋以外・通信機器)	コード表用番号
440011970	麻薬管理指導加算 (服薬管理指導料)	コード表用番号
440012070	特定薬剤管理指導加算1 (服薬管理指導料)	コード表用番号
440012270	乳幼児服薬指導加算 (服薬管理指導料・6歳未満)	コード表用番号
440012370	小児特定加算 (服薬管理指導料)	コード表用番号
440012470	吸入薬指導加算	コード表用番号
440012570	調剤後薬剤管理指導加算	コード表用番号
440012710	服薬管理指導料の特例 (3月以内再度処方箋・手帳あり)	コード表用番号
440012810	服薬管理指導料の特例 (3月以内再度処方箋・手帳なし)	コード表用番号
440012910	服薬管理指導料の特例 (3月以内再度処方箋以外)	コード表用番号
440013010	服薬管理指導料の特例 (3月以内再度処方箋・手帳あり・通信機器)	コード表用番号
440013110	服薬管理指導料の特例 (3月以内再度処方箋・手帳なし・通信機器)	コード表用番号
440013210	服薬管理指導料の特例 (3月以内再度処方箋以外・通信機器)	コード表用番号
440013310	服薬管理指導料の特例 (3月以内処方・手帳あり・連携)	コード表用番号
440014510	服薬管理指導料の特例 (3月以内処方・手帳なし・連携)	コード表用番号
440014610	服薬管理指導料の特例 (3月以内処方以外・連携)	コード表用番号
440015310	服薬管理指導料の特例 (3月以内処方・手帳あり・連携・通信機器)	コード表用番号
440015410	服薬管理指導料の特例 (3月以内処方・手帳なし・連携・通信機器)	コード表用番号
440015510	服薬管理指導料の特例 (3月以内処方以外・連携・通信機器)	コード表用番号
440017070	麻薬管理指導加算 (服薬管理指導料) (臨コ)	コード表用番号
440017170	特定薬剤管理指導加算1 (服薬管理指導料) (臨コ)	コード表用番号
440017270	特定薬剤管理指導加算2 (服薬管理指導料) (臨コ)	コード表用番号
440017370	乳幼児服薬指導加算 (服薬管理指導料・6歳未満) (臨コ)	コード表用番号
440017470	小児特定加算 (服薬管理指導料) (臨コ)	コード表用番号
440017570	吸入薬指導加算 (臨コ)	コード表用番号
440017670	調剤後薬剤管理指導加算 (臨コ)	コード表用番号
440015710	かかりつけ薬剤師指導料 (情報通信機器を用いた服薬指導)	施設基準①